

高崎都市計画特別用途地区の変更（高崎市決定）

高崎都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別業務地区	約 189 ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く）</li> <li>2. 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げるもの（（ぬ）項第4号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。）</li> <li>3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第130条の9の2で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</li> <li>4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</li> <li>5. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> </ol>
大規模集客施設制限地区	約 408 ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第130条の8の2第2項に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

飯塚町国道17号地区は、沿道サービス施設の誘導を図り周辺居住環境と調和した土地利用を進めるため、用途地域を第二種中高層住居専用地域から準工業地域に変更する。これに併せ、本市では全ての準工業地域において特別用途地区を指定していることから、特別用途地区の大規模集客施設制限地区を変更し、本地区の適正な土地利用を図るもの。

高崎都市計画特別用途地区の変更（高崎市決定）新旧対照表

種 類	変更後		現 行	
	面 積	備 考	面 積	備 考
特別業務地区	同 右	同 右	約 1 8 9 ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 1 5 0 平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く）</li> <li>2. 建築基準法別表第 2（ぬ）項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの（ぬ）項第 4 号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。）</li> <li>3. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの</li> <li>4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 8 の 2 第 2 項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの</li> <li>5. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> </ol>
大規模集客施設制限地区	約 <u>4 0 8</u> ha	同 右	約 <u>4 0 7</u> ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 9 の 2 で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第 1 3 0 条の 8 の 2 第 2 項に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの</p>

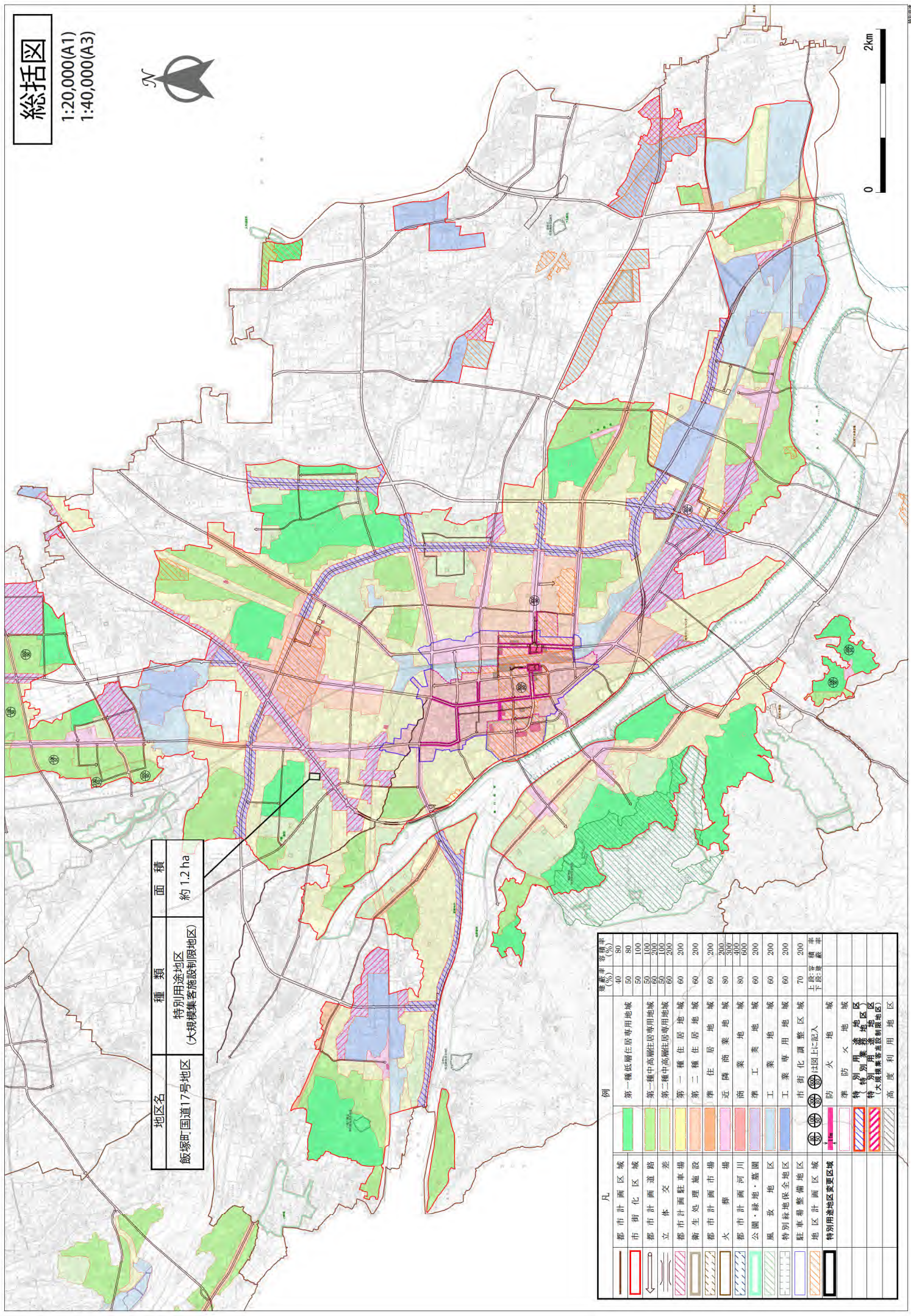


# 総括図

1:20,000(A1)  
1:40,000(A3)



0 2km



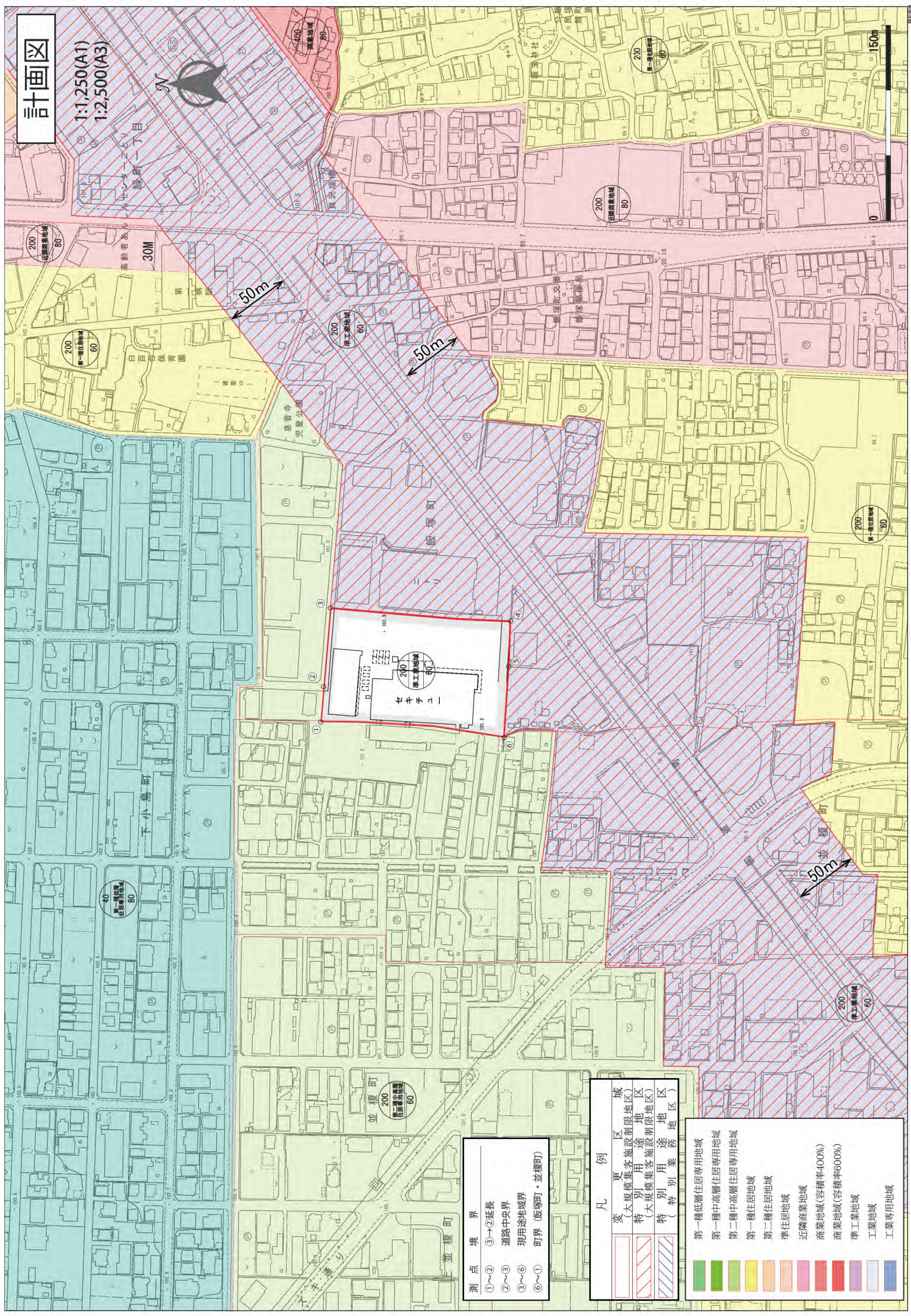
地区名	種類	面積
飯塚町国道17号地区	特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)	約 1.2 ha

凡	例	種別	高さ(%)
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	40 80
都市計画区域	第二種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	50 100
都市計画区域	第三種中高層住居専用地域	第三種中高層住居専用地域	50 100
都市計画区域	第一種住居地域	第一種住居地域	60 200
都市計画区域	第二種住居地域	第二種住居地域	60 200
都市計画区域	近隣商業地域	近隣商業地域	60 200
都市計画区域	商業地域	商業地域	80 200
都市計画区域	準工業地域	準工業地域	60 200
都市計画区域	工業専用地域	工業専用地域	60 200
都市計画区域	市街地調整区域	市街地調整区域	70 200
都市計画区域	地区計画区域	地区計画区域	上段: 準 下段: 準
特別用途地区(夏区)	防火地域	防火地域	
特別用途地区(夏区)	準防火地域	準防火地域	
特別用途地区(夏区)	特別用途地区(夏区)	特別用途地区(夏区)	
特別用途地区(夏区)	特別用途地区(夏区)	特別用途地区(夏区)	
特別用途地区(夏区)	高度利用地区	高度利用地区	



# 計画面

1:1,250(A1)  
1:2,500(A3)



- 測点境界**
- ①~② ③→②延長
  - ②~③ 道路中央界
  - ③~⑥ 現用迹地境界
  - ⑥~① 町界 (飯塚町・並禮町)

- 凡例**
- 変更区域 (大規模集客施設制限地区)
  - 特別用途地区 (特別用途地区)
  - 特別用途地区 (特別用途地区)

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域 (容積率400%)
- 商業地域 (容積率600%)
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域